

公募型プロポーザル実施に係る手続開始の公告

次のとおり参加表明書等の提出を招請します。

平成30年5月16日

飯山市長 足立正則

1 業務概要

(1) 業務名

飯山市都市計画マスタープラン改定及び飯山市立地適正化計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「飯山市都市計画マスタープラン改定及び飯山市立地適正化計画策定業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から平成32年3月20日まで

(4) 業務規模

本業務の提案実現のための価格の上限は、22,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(5) 支払条件

この契約は債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における受注金額の支払限度額の割合は次のとおりとする。ただし、予算上の都合その他必要があるときは、変更することがある。

	平成30年度	平成31年度	合計
支払限度額	40%程度	60%程度	100%

2 参加資格

次に掲げる全ての要件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 飯山市入札参加資格者名簿に登録を行っている者。
- (3) 本業務の公告日から契約締結日までの間に指名停止措置を国及び地方公共団体から受けている者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に関する策定業務について、過去5年間に国又は地方公共団体から元請として受注した業務において1件以上の実績を有していること。
- (7) 次のいずれかの資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置できる者。
 - ア 技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）
 - イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - ウ RCCM（都市計画及び地方計画）

3 参加手続き等

(1) 担当部署

飯山市 建設水道部 まちづくり課 計画係

〒389-2292

長野県飯山市大字飯山 1110-1

電話 0269-62-3111（内線 241・242） ファックス 0269-62-6221

e-mail machi@city.iiyama.nagano.jp

(2) 関係資料の交付方法

資料は全て飯山市公式ホームページからダウンロードすること。

URL：<http://www.city.iiyama.nagano.jp/>

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 平成30年5月30日（水）午後5時まで

イ 提出場所 上記(1)のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留又は特定記録郵便により提出すること。）

4 選考方法等

(1) 第一次審査

担当係において提出書類を確認するとともに審査を行い、5者を選定する。なお、応募が5者以下の場合でも実施する。

(2) 第二次審査

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、飯山市職員で構成する「飯山市都市計画マスタープラン改定及び飯山市立地適正化計画策定業務審査委員会」が審査を行う。

5 審査基準

(1) 第一次審査

「飯山市都市計画マスタープラン改定及び飯山市立地適正化計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領」（別表1）審査基準1による。

(2) 第二次審査

「飯山市都市計画マスタープラン改定及び飯山市立地適正化計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領」（別表1）審査基準2による。

6 審査結果

平成30年7月上旬に書面で通知する。

- ・第一次審査と第二次審査の評価点の合計が一番高い者を本業務の受託候補者とする。
- ・結果についての異議申し立ては一切認めない。

7 その他

(1) 詳細は「飯山市都市計画マスタープラン改定及び飯山市立地適正化計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領」及び「飯山市都市計画マスタープラン改定及び飯山市立地適正化計画策定業務仕様書」によるものとする。

(2) 提出期限後の提案書の変更は認めない。

(3) 本プロポーザルに係る経費については応募者側の負担とし、当市はこれを負担しない。